平成２８年（フ）第１９３号
福井県鯖江市柳町２丁目９番３号　カーサ・コルーテ．102、旧住所埼玉県久喜市久喜東５丁目８番38号　久喜東マンション303号
債務者　佐々木正昭
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
山口県萩市大字椿東1158番地17
債務者　白石麻里子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１１５号
山口県下関市新垢田南町３丁目４番Ｒ11―107号　市営新垢田住宅
債務者　二宮　信吉
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
山口県下関市彦島江の浦町１丁目２番６号、前住所山口県下関市伊倉東町１番23―306号
債務者　澤熊　瞬介
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
大分市大字宮崎1548番地の104(第３大分ユースコーポＡ３)
債務者　上杉　敏也
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１号
宮崎県延岡市恒富町４丁目178番地　ディアスＥ＆Ｎ　103
債務者　大元　優志
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３６５号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2333番地15
松本ハイツ　101号、前住所熊本市南区城南町さんさん２丁目８番地５
債務者　光安　雅義
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2333番地15
松本ハイツ　101号、前住所熊本市南区城南町さんさん２丁目８番地５
債務者　光安　靖代
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
青森県五所川原市大字豊成字田子ノ浦３番地35　有料老人ホームひなたぼっこ
債務者　成田　　勤
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
青森県弘前市大字青樹町19番地９
債務者　大保　定光
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２１６号
静岡県沼津市市道町５番13号
破産者　有限会社スティックトリック
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
静岡県富士宮市小泉2124番地の３
破産者　株式会社柏木組
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第９４号
静岡県富士宮市浅間町１番８号
破産者　有限会社アゲイン
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５７２号
名古屋市中区丸の内２丁目３番25号
破産者　株式会社エムジーエム
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８９号
名古屋市北区柳原１丁目26番２号
破産者　株式会社レストネーション
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７７号
愛知県清須市寺野花園70番地２
破産者　株式会社エスエストレーディング
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９８４号
大阪市中央区博労町１丁目４番10号　博労町エステートビル４Ｆ
破産者　株式会社アップロード
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６４３号
大阪市淀川区東三国４丁目10番２号
破産者　株式会社ＢＴカスタマーサポート
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部